

○質屋の許可の取消し、営業の停止命令

(第 25 条第 2 項)

改正 平成 24 年 11 月 27 日 平成 26 年 3 月 20 日
平成 27 年 5 月 29 日 平成 29 年 3 月 22 日
平成 29 年 11 月 28 日 令和元年 12 月 14 日

処分基準

令和元年 12 月 14 日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第 25 条第 2 項
処分の概要	質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	岡山県公安委員会

別紙

[別紙参照]